

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令について

令和 5 年 12 月
消防庁危険物保安室

「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）を改正する。

【概要】

1 リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る規制の見直しについて

(1) 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の軒高、階数、面積に関する規制を合理化するため、位置、構造及び設備の技術上の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。（改正政令による改正後の令（以下「新令」という。）第 10 条関係）

(2) 消火設備の基準に係る特例規定の整備

蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所に設置しなければならない消火設備の基準について、省令で特例を定めることができるようにする。（新令第 20 条関係）

2 給油取扱所における業務等のあり方に関する見直しについて

(1) ガソリンの容器への詰替え等に係る規定の整備

① 給油取扱所でのガソリンの容器への詰替え等の追加

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入について、法令上明確に位置づける。（新令第 3 条関係）

② 給油取扱所でのガソリンの容器への詰替え等の安全対策

固定給油設備を用いたガソリンの容器への詰替え及び軽油の車両に固定されたタンクへの注入における安全対策について規定する。（新令第 27 条関係）

(2) 給油取扱所に設置できる建築物に係る規定の整備について

給油取扱所内に設置できる建築物の用途を拡大する。（新令第 17 条関係）

(3) 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る規定の整備について

固定給油設備又は固定注油設備に接続する専用タンクに危険物を注入する際、総務省令

で定める安全対策を講じた場合は、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止しないことができるようにする。（新令第27条関係）

（4）営業時間外における出入り制限の例外規定の整備

給油業務の営業時間外に係員以外の者を給油取扱所全体に出入りさせないための措置について、総務省令で定める措置を講じたときは、不要となる（給油取扱所内の店舗等には出入りできる）ことが明確となるよう規定の整備を行う。（新令第27条関係）

【施行日】

令和5年12月27日。ただし、第10条及び第17条第1項第16号の改正規定並びに第20条に1項を加える改正規定は、公布の日の翌日。